

FASB 概念フレームワークの形成過程に関する研究
—目的適合性，信頼性および忠実な表現を中心として—

川津 大樹

論文要旨

本研究では，ボトムアップ・アプローチ—会計実務を吟味して一般的概念を導き出す記述的・帰納的な方法—とトップダウン・アプローチ—少数の一般的概念から，会計実務で何がなされるべきかについて明らかにする規範的・演繹的な方法—という，2つの概念フレームワークを形成するアプローチを分析の視点にして，米国の財務会計基準審議会（以下，FASB と略称）の財務会計概念書（以下，SFAC と略称）第2号『会計情報の質的特性』（1980年）とSFAC 第8号『財務報告のための概念フレームワーク』（2010年）を因果関係における結果としてとらえ，その結果に至った形成過程—複数の原因を所与のものとした主要な原因—を解明してきた。

第1章では，SFAC 第2号（1980年）に係る公表物のうち，目的適合性と信頼性に焦点を当てて，『公開草案 営利企業の財務報告の基本目的と財務諸表の構成要素』（1977年：以下，『ED：目的』と略称）とそれに対するコメント・レターを分析してきた。設立当初のFASB（1973年頃）は，トップダウン・アプローチに基づいた意思決定・有用性と利用者指向を重視して，会計目的，質的特性—目的適合性を第一義的に位置づけている—および利用者の情報要求を主軸に据えた概念フレームワークの開発を構想していた。ところが，『ED：目的』（1977年）では，目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—が，質的特性の中で最も基本的なもの（the most fundamental）に位置づけられているが，それ以上の具体的な議論は先送りにされ，両者のトレード・オフについても検討されていない。そして，『ED：目的』（1977年）に対するコメント・レターでは，目的適合性と信頼性に賛成する見解が多数であり，両者への支持が第一義的に併存していたかのような状態にあった。

第 2 章では、第 1 章での議論を踏まえて、『公開草案 質的特性：財務会計と報告政策の選択と評価のための規準』（1979 年：以下、『ED：特性』と略称）、それに対するコメント・レターおよび SFAC 第 2 号（1980 年）を分析し、目的適合性と信頼性のトレード・オフの形成過程における複数の原因を所与のものとした主要な原因を解明してきた。

SFAC 第 2 号（1980 年）—結果—では、目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—が、2 つの第一義的な質的特性（primary qualitative characteristic）となり、両者のトレード・オフが確立されている。このような結果に至った複数の原因は、目的適合性と信頼性を最も基本的な質的特性に位置づけた『ED：目的』（1977 年）、それに対するコメント・レター、目的適合性と信頼性を 2 つの第一義的な特質（the two primary qualities）に位置づけた『ED：特性』（1979 年）およびそれに対するコメント・レターであると考えられる。その中で、主要な原因となるのは、『ED：特性』（1979 年）に賛成するコメント・レターが多数であり、FASB がこれを受け入れたためであると考えられる。すなわち、財務会計財団（以下、FAF と略称）を通じて FASB に相当に多額の寄付金を提供してきたと推測される産業界と 8 大会計事務所が、『ED：特性』（1979 年）の目的適合性と信頼性を積極的に支持していたので、SFAC 第 2 号（1980 年）では、対立する場合もあるが、どちらもなくてはならないものと見なされる目的適合性と信頼性のトレード・オフが確立してきたものと考えられる。

第 3 章では、『予備的見解 財務報告のための概念フレームワーク：財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』（2006 年：以下、『予備的見解』と略称）、『公開草案 財務報告のための概念フレームワーク：財務報告の目的と意思決定に有用な財務報告情報の質的特性と制約』（2008 年：以下、『ED：概念』と略称）および SFAC 第 8 号（2010 年）を分析してきた。

『予備的見解』（2006 年）では、目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と忠実な表現—公正価値を明示した箇所ではトップダウン・アプローチ重視—を規定し、従来の信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—を置き換えている。『ED：概念』（2008 年）では、『予備的見解』（2006 年）と同様、目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と忠実な表現—トップダウン・アプロ

「一重視」という基本的な質的特性を規定し、公正価値に関する記述は見当たらないものの、検証可能性を補強的な質的特性に降格している。SFAC 第 8 号（2010 年）は、信頼性「ボトムアップ・アプローチ重視」を忠実な表現「公正価値を明示した箇所ではトップダウン・アプローチ重視」に置き換え、検証可能性を補強的な質的特性に降格して位置づけているので、公正価値の拡大に繋がると批判されている。すなわち、ほとんど信頼できない公正価値に依存して、柔らかい数値を提供する会計報告は、会計数値の有用性にとって有害となり得るという批判がある。これが、SFAC 第 8 号（2010 年）の問題点である。

第 4 章では、第 3 章での議論を踏まえて、『予備的見解』（2006 年）に対するコメント・レターを分析した上で、SFAC 第 8 号（2010 年）が公表される契機となった、上院議会の銀行・住宅・都市問題委員会（以下、上院・銀行委員会と略称）の公聴会（2002 年）、上院の投資家保護に関する法案（2002 年：以下、上院・保護法案と略称）、Sarbanes-Oxley 法（2002 年：以下、SOX 法と略称）、Norwalk 合意（2002 年）、証券取引委員会（以下、SEC と略称）の『2002 年 Sarbanes-Oxley 法第 108 条（d）項に基づく米国財務報告制度による原則主義会計の採用に関する研究』（2003 年：以下、『SEC 研究』と略称）および『原則主義的会計制度の採用に関する SEC 研究に対する FASB の回答』（2004 年）等を分析し、信頼性を忠実な表現に置き換えた複数の原因を所与のものとした主要な原因と、それを支える制度的基盤を解明してきた。

まず、『予備的見解』（2006 年）に対するコメント・レターでは、信頼性に賛成する見解が、圧倒的に多数であり、信頼性と親和性のある検証可能性に賛成する見解が、やや多数である一方、忠実な表現に反対する見解が相当に多数であった。ところが、第 3 章で述べたように、SFAC 第 8 号（2010 年）「結果」では、信頼性「ボトムアップ・アプローチ重視」を忠実な表現「公正価値を明示した箇所ではトップダウン・アプローチ重視」に置き換え、検証可能性を補強的な質的特性に降格して位置づけているので、公正価値の拡大に繋がると批判されている。

この結果に至った複数の原因に関しては、会計基準設定に関する問題と FASB の独立性に関する問題という 2 つの側面を包含している。すなわち、会

計基準設定の問題に関する複数の原因は、上院・保護法案（2002年）、SOX法（2002年）、SOX法（2002年）第108条の規定を受けて公表された『SEC研究』（2003年）—収益費用観を排除し、資産負債観と原則主義的会計基準を重視—および『予備的見解』（2006年）に対するコメント・レターが挙げられる。

その中で、SFAC第8号（2010年）において、信頼性を忠実な表現に置き換えた主要な原因となるのは、米国議会とSOX法（2002年）の命令に従ったSECからの強い規制—FASBが、収益費用観を排除し、資産負債観と原則主義的会計基準を受け入れるべきであるという規制—を受けていたためであると考えられる。さらに、このようなSECの見解を支える重要な制度的基盤には、FASBの独立性の問題に関する複数の原因が関与しており、上院・銀行委員会の公聴会（2002年）と上院・保護法案（2002年）を経て成立したSOX法（2002年）第109条における年次会計支援料—SECの監督下にある公開企業会計監視委員会が発行者から強制的に徴収した賦課金—の規定を契機として、FASBが、あたかも準政府機関のようになることで、企業からの影響を受けにくくなってきたことが考えられる。

最後に、会計基準（概念フレームワーク）設定の問題と制度的基盤の問題—FASBの独立性の問題—に区分しながら、本研究を総括しておきたい。まず、すでに述べたように、FAFを通じてFASBに相当に多額の寄付金を提供してきたと推測される産業界と8大会計事務所が、『ED：特性』（1979年）に対するコメント・レターで目的適合性と信頼性を積極的に支持してきたことが主要な原因なので、目的適合性—トップダウン・アプローチ重視—と信頼性—ボトムアップ・アプローチ重視—のトレード・オフが確立し、概念フレームワーク—SFAC第2号（1980年）—が形成されてきたが、これは、概念フレームワークの設定のみの問題であり、制度的基盤の問題にまで連動していなかった。

これに対して、Enron事件を契機として、SOX法（2002年）が成立し、FASBが、SOX法（2002年）の命令に従ったSECからの強い規制—FASBが、収益費用観を排除し、資産負債観と原則主義的会計基準を受け入れるべきであるという規制—を受けていたことが主要な原因となり、収益費用観と親和性のある信頼性が忠実な表現に置き換えられ、公正価値の拡大に繋がると思われる概念

フレームワーク—SFAC 第 8 号（2010 年）—が形成されてきたが、これは、概念フレームワークの設定の問題と、SEC の見解を支える重要な制度的基盤の変容という問題にまで連動してきた。以上のことが、本研究の総括である。